

八丈町農業委員会

第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和8年4月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和8年4月24日(金) 9:00~12:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	菊池 寛	委員	6	磯崎 典雄
会長職務代理者	13	浅沼 實	〃	7	菊池 勝男
委員	1	浅沼 博之	〃	8	菊池 みゆき
〃	2	加藤 純生	〃	9	金田 可奈利
〃	3	磯崎 正	〃	10	金田 秀彦
〃	4	伊勢崎 武二	〃	11	沖山 至
〃	5	奥山 利平	〃	12	青木 保憲

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	菊池 家司(欠席)	委員	5	菊池 有梨沙
〃	2	磯崎 光宏	〃	6	奥山 光洋
〃	3	村口 知功	〃	7	浅沼 幸友
〃	4	浅沼 美和子			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名 菊池 家司委員

7. 会議録署名委員の指名：1番 浅沼 博之委員、2番 加藤 純生委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の聴取
について(利用権設定)

議案第4号 非農地判断願出書の承認について

議案第5号 令和8年度八丈町農業委員会活動目標について

9. 出席事務局職員：事務局長 大澤 知史、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 篠崎 京平、
事務局 奥山 万羅、西濱 智洋、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷
八丈支庁産業課農務担当 主任 荻野 あゆみ
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 遠藤 佳成
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 加藤 綾奈
島しょ農林水産総合センター普及指導センター 課長代理 鶴沢 玲子

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

会長 それでは時間となりましたので第1回総会を開催いたします。
議案に入る前に、各関係機関に今年度より新しく配属となった職員の自己紹介をお願いいたします。

<<産業課観光課産業係獣医師長 永井 武史 自己紹介>>

<<八丈支庁産業課農務担当 主任 荻野 あゆみ 自己紹介>>

<<島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 加藤 綾奈 自己紹介>>

<<島しょ農林水産総合センター普及指導センター 課長代理 鶴沢 玲子 自己紹介>>

～産業係獣医師長 永井 武史 診察等業務の為、退席～

会長 本日、推進委員1番 菊池 家司委員が体調不良の為、欠席の連絡をいただいております。
本日の会議録署名委員ですが、1番浅沼 博之さん・2番加藤 純生さんお願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

会長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

会長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和 8 年 4 月 24 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号 1

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 165 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 118 m²

2 筆合計 283 m²、権利種別 3 条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は経営の効率化を目的とし、農地の集約化を進めるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 ロベレニー
番号 2

農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振外、面積 164 m²

権利種別 3 条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は経営の効率化を目的とし、農地の集約化を進めるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号 3

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 681 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 779 m²

2 筆合計 1,460 m²、権利種別 3 条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー・イモ類

番号 4

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 747 m²

権利種別 3 条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は健康上の理由により耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号 5

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 2,214 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 457 m²

③ 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 369 m²

3 筆合計 3,040 m²、権利種別 3 条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は農地を相続したが、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号 6

農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 633 m²

権利種別 3 条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は経営の効率化を目的とし、農地の集約化を進めるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号 7

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 209 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 587 m²

2筆合計 796 m²、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身の健康上の理由により、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 野菜

番号 8

① 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 6,413 m²

② 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1,305 m²

③ 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振内、面積 1,029 m²

3筆合計 8,747 m²、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。作付予定作物 ロベレニー・野菜
続いて場所の説明に移ります。資料 2 ページをご覧ください。

番号 1 農地は、出廻り信号交差点より都道神湊八重根港線を底土港方面へ約 150m 進み右折、約 170m 進み右折、そこから道なりに約 50m 進んだ左側の場所が番号 ② 農地、更に奥へ進んだ場所が番号 ① 農地になります。

3 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 4 ページをご覧ください。

番号 2 農地は、底土海水浴場駐車場より底土野営場方面へ約 120m 進み左折、約 250m 進み左折、そこから道なりに約 60m 進んだ左側の場所になります。

5 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 6 ページをご覧ください。

番号 3 ① 農地は、町立富士中学校正門より都道神湊八重根港線を神湊方面へ約 10m 進み右折、約 60m 進み右折、そこから道なりに約 110m 進んだ左側の場所になります。

7 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 8 ページをご覧ください。

番号 3 ② 農地は、富士ゲートボール場より八丈富士登山道方面へ約 80m 進み右折、そこから道なりに約 210m 進んだ左側の場所になります。

9 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 10 ページをご覧ください。

番号 4 農地は、八丈島簡易裁判所より都道八丈循環線を河口下信号交差点方面へ約 50m 進み左折、約 100m 進み左折、そこから道なりに約 20m 進んだ右側の場所になります。

11 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 12 ページをご覧ください。

番号 5 農地は、バス停向里より都道八丈循環線を榎立駐在所方面へ約 140m 進み右折、約 240m 進み右折、約 140m 進み右折、そこから道なりに約 20m 進んだ左側が ① 農地。① 農地の東側に位置するのが ② 農地。① 農地の道を挟んだ向かい側が ③ 農地となります。

13 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認下さい。

資料 14 ページをご覧ください。

番号 6 農地は、バス停向里より都道八丈循環線を榎立駐在所方面へ約 140m 進み右折、約 240m 進み右折、そこから道なりに約 70m 進んだ右側の場所になります。

15 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認下さい。

資料 16 ページをご覧ください。

番号 7 農地は、バス停向里より都道八丈循環線を榎立駐在所方面へ約 140m 進み右折、約 240m 進み右折、そこから道なりに約 110m 進んだ右側が ② 農地。② 農地の西に位置するのが ① 農地となります。17 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認下さい。

資料 18 ページをご覧ください。

番号 8 農地は、バス停榎立温泉入口より榎立温泉方面へ約 120m 進み右折、そこから道なりに

約 250m 進んだ右側が③農地、左側が②農地。②農地から更に北へ進んだ場所が①農地になります。19 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認下さい。

最後に許可要件について説明します。

番号 1 農地の●●●●さんについては、現在、役場の職員ではありますが、退職後に農業を行うため、奥様と共に準備を進めております。農地については、雑木が生えていますが、チェーンソーなどを利用し、伐採を行い、ロベの植え付けをしていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認しておりますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有しておりませんので問題ありません。

番号 2 農地の●●●●さんについては、現在、雑貨販売をおこなっていますが、自宅の庭などで野菜栽培の経験があるとのことです。農地については、譲受人の自宅に隣接した位置にあり、パイプハウスの骨組みが残っていますが、農地取得後は骨組みを解体し、野菜の栽培をしていくとのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認しておりますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有しておりませんので問題ありません。

番号 3 農地の●●●●さんについては、普段より自身の所有する農地でロベや野菜の栽培を行っております。農地については、①農地は既にロベが植えられており、直ぐに収穫が出来る状況で、引き続きロベの栽培を続けていく予定とのことです。②農地はきれいに整地されており、農地取得後は、イモなどを植え付けしていく予定とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認しておりますので問題ありません。従事者の配置状況については所有する農地は全て島内です。問題ありません。

番号 4 農地の●●●●さんについては、現在、漁師をされている方です。農地については、きれいに管理されており、直ぐに栽培できるような状況です。今後、隣接する宅地の場所に転居し、漁に出られない日を利用して野菜の栽培をしていく予定とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認しておりますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有しておりませんので問題ありません。

番号 5、6、7 農地の●●●●さんについては、現在、役場の職員ではありますが、奥様と協力し普段より自宅に隣接する農地で野菜の栽培を行っております。農地については、全て自宅の周囲であり、雑木などが生えていますが、農地取得後、開墾を行い、あしたばなど、野菜の栽培をしていく予定とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認しておりますので問題ありません。従事者の配置状況については所有する農地が全て島内です。問題ありません。

番号 8 農地の●●●●さんについては、現在、ご主人と共にロベ等を出荷しているとのことです。農地については、道幅の広い町道に隣接した場所であり、段々畑になっており、きれいに管理がされている状況です。農地取得後は、引き続きロベと野菜の栽培を行っていく予定とのことで、全部効率利用、常時従事については問題ありません。地域との調和についても、周囲の方々と話しをし、調和した農業を行っていきたいとのことです。農地法等の法令の遵守状況についても聞き取りを行い確認しておりますので問題ありません。従事者の配置状況については他に農地を所有しておりませんので問題ありません。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員、農業委員の意見を伺います。

件数が多いですが、まとめて説明のほどお願いします。

それでは三根地域より、推進委員 3 番村口 知功委員 説明願います。

推委3番 はい、番号1①、②についてですが、開墾しないとできない状況ですが、重機も入らず大変だとは思いますが、本人が時間をかけて農地として利用していくとの事なので、問題ないかと思えます。続いて番号2は老朽化施設が骨組みだけ残っているが、それを解体すれば農地として利用可能になると思えます。続いて番号3①はロベが植わっており、管理されている状態ですぐに使える状態ですので、問題ないと思えます。②については既に伐根してあり、少し客土をして植え付ければ問題なく利用可能だと思えます。また兄弟間での権利移動なので特に問題ないかと思えますので、よろしくお願ひします。

議長 続いて、農業委員13番浅沼 實委員説明願ひします。

農委13番 番号1①●●●●さんが規模縮小という事で、●●●●さんがやるという事ですので、問題ないです。
②も●●●●さんの家の横で大変利便性が高く良いと思えます。
番号2の●●●●さんですが、①についてはロベが植わっており問題なく利用できます。②の方は伐根していつでも植えられる状態になっており、何ら問題ないと思えますので、よろしくお願ひいたします。

議長 続いて、大賀郷地域より推進委員5番 菊池 有梨沙委員説明願ひします。

推委5番 隣接する家も購入し、畑がついている物件となります。畑は●●●●さんが野菜作り等で綺麗に管理しており、購入する方も引き続き野菜作りをしていくとの事で、有効活用してもらえたらと思えます。

議長 続いて、農業委員7番 菊池 勝男委員説明願ひします。

農委7番 はい。●●●●さんは畑を綺麗にやっておりました、高齢にもなりますのでこのような移転をやむを得ないし、次の利用者に期待したいと思えます。

議長 続いて、檜立地域より推進委員2番 磯崎 光宏委員説明願ひします。

推委2番 はい。先ほど事務局からもありましたが、番号5, 6, 7番の●●●●さんは自宅の周り又は自身所有の農地になりますので、家から遠いとやり切れるか心配にもなりますが、家の周りとなると手はつけるのは確実だと思ひましたし、こういった農地の集約というのは素晴らしいなと思ひました。番号8番については●●●●さんは野菜を作るようになってますが、段々畑になってますが、トラックで入れるように整備されています。現状の利用状況も大変良いので、問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、農業委員4番 伊勢崎 武二委員説明願ひします。

農委 4 番 番号 5 の譲渡人は現在教育長を行っており、退職後は離島するという事で少しずつ整理をしている状況という事です。畑は大分荒れている状況ですが、少しずつ開墾していくとの事です。番号 6 の●●●●さんですが、この畑は大きな口ベが一面に生えていますが、家の周りの農地なので、重機などですぐに開墾できると思います。番号 7 についても同様の状態です。番号 8 の●●●●さんですが譲受人とは親族関係にあたります。島にはもう来る予定は無いという事ですので、有効利用されるようになっているので、問題ないと思います。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等がございますか。
《質疑無し》
…無いようでしたら第 1 号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 1 号については許可することと決しました。

議長 続いて議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第 4 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和 8 年 4 月 24 日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号 1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 不耕作
農振区分 農振外、面積 677 m²
申請人 ●●●● 転用目的 資材置場
転用理由 資材置場として利用できる場所を所有する土地内でさがしたところ、今回の申請地が見つかった。都道にも隣接しており条件も良い為、当農地を資材置場として利用したい。それでは、場所の説明に移ります。
資料 2 ページをご覧ください。番号 1 農地は八丈支庁より都道神湊八重根港線を大賀郷駐在所方面へ約 180m 進んだ右側の場所になります。
3 ページ目が農地図となりますので、あわせて確認をお願いいたします。
最後に確認事項ですが、番号 1 農地は八丈支庁から 190m ほどであり、公共施設より 300m 以内にあることから第 3 種農地に該当する農地である。
そこで、確認事項が 12 項目ございますが、今回は 1, 2, 4, 5, 7, 9, 12 の 7 項目を確認していきたいと思います。
「1 区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、都道に隣接しており条件も良いことから、この農地を転用することはやむを得ないと判断しています。
次に「2 資力及び信用」ですが、自己資金にて賄うとのことで、通帳の残高等を確認できている

為、必要な資力があることから適当と判断しています。

次に「4 申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、既に計画通り、作業が終了しており、本件については追認という形になります。

また、申請者については事務局より農地法の遵守について説明を行い、今後こういった事がな
いよう指導しております。

次に「5 行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」については、担当部署と事前相談を行い、
利用確認の見込みがありますので、確実と判断しています。

次に「7 計画面積の妥当性」ですが、申請地の資材置場については、利用状況等を考慮した見込
みである為、申請事業に対して適正な面積であるものと判断しています。

次に「9 周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断していま
す。最後に「12 行政庁との協議の進捗状況」については、問題なくおこなっており、終了して
おります。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員、農業委員の意見を伺います。
大賀郷地域より推進委員 5 番 菊池 有梨沙委員説明願います。

推委 5 番 元ホワイトハウスの都道を挟んで向かいの場所になります。現状は広場になっており、砕石が
引かれております。資材置場として使っていくとの事で問題ないと思います。

議長 続いて、農業委員 7 番 菊池 勝男委員説明願います。

農委 7 番 現状見てきましたが、転用やむを得ない物と認めたいと思いますので、お願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑ございませんか？
《質疑なし》
無いようですので、採決に入ります。本件について、ご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》
異議無い物と認め、本件については、可といたします。

議長 続いて、議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計
画の意見の聴取についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 本来ですと議案の順番に従い、議事進行を行うところですが、本日議案第 3 号において審議す
る申請地は、報告第 4 号にて合意解約の報告を行う場所と同一でありますので、先に報告第 4
号にて合意解約の報告を行いたいと思います。
《報告第 4 号説明、質疑終了》
議案第 3 号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の意見の
聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律 19 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計

画の提出について意見を求める。

令和8年4月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 951 m²

内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 2,038 m²

内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号3 ①農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 677 m²

②農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 687 m²

2筆合計 1,364 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 唐辛子、期間 1年間、賃借料は年間60,000円となります。

番号4 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林・現況 畑、農振区分 農振外

面積 9,464 m²のうち1,920 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号5 ①農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農振外、面積 966 m²

②農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 1,536 m²

2筆合計 2,502 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

番号6 ①農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 167 m²

②農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 842 m²のうち190 m²

③農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 2,490 m²のうち910 m²

3筆合計 1,267 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 3年間、賃借料は無償となります。

番号7 農地の所在 大字●●●●番、登記・現況 畑、農振区分 農用内、面積 2,694 m²
内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 10年間、賃借料は無償となります。

続いて、場所の説明にうつります。2ページをご覧ください。

番号1 農地は、バス停倉の坂より都道神湊八重根港線を島しょ農林水産総合センター八丈事業所方面へ約190m進んだ左側の場所になります。

3ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料4 ページ目をご覧ください。

番号2 農地は、出廻り信号交差点より都道神湊八重根港線を底土港方面へ約60m進み左折、そこから道なりに約40m進んだ右側の場所になります。

5ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料6 ページ目をご覧ください。

番号3 農地は、町立富士中学校正門より都道神湊八重根港線を底土港方面へ約20m進み右折、約130m進み右折、そこから道なりに約180m進んだ右側2筆が該当の場所になります。

7ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料8 ページ目をご覧ください。

番号4 農地は、登山道入口信号交差点より登山道方面へ約270m進んだ左側の場所になります。

9ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料10 ページ目をご覧ください。

番号5①農地は、東畑信号交差点より都道神湊八重根港線を底土港方面へ約260m進み右折、約100m進み右折、そこから道なりに約30m進んだ左側の場所になります。

11ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料12 ページ目をご覧ください。

番号5②農地は、檜立駐在所より都道八丈循環線を中之郷方面へ約200m進み右折、そこから道なりに約180m進んだ右側の場所になります。

13ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料14 ページ目をご覧ください。

番号6①②農地は、バス停富次朗商店より都道八丈循環線を中之郷方面へ約40m進み右折、約120m進み左折、約170m進み左折、そこから道なりに約500m進んだ右側の場所になります。

上段が②農地、下段が①農地となります。

15ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 16 ページ目をご覧ください。

番号 6③農地は、バス停富次朗商店より都道八丈循環線を檜立駐在所方面へ約 70m進み左折、約 260m進み右折、そこから道なりに約 20m進んだ右側の場所になります。

17 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

資料 18 ページ目をご覧ください。

番号 7 農地は、長楽寺入口より南西方向へ約 210m進み右折、そこから道なりに約 20m進んだ右側の場所になります。

19 ページに農地図がございますので、周辺環境等をご確認ください。

最後に確認事項ですが、番号 1、2 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、担い手研修センターの 9 期生であり、農地については、先ほどの報告にもありましたが、これまで●●●●さんが利用していた農地であり、既にロベも植えられているため、引き続きロベの栽培を行うとのことですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので問題ありません。従事者の配置状況についても、他に管理する農地はないため、問題ありません。

番号 3 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、現在も自宅の脇にある畑で野菜を栽培しており、唐辛子の販売も行っております。農地については、真四角で平坦な土地で綺麗に管理されており、これから唐辛子の植え付けをしていくとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、他に管理する農地はないため、問題ありません。

番号 4 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、担い手研修センターの 7 期生であり、認定新規就農者です。農地については、しっかり管理されており、様々な野菜を栽培していきたいとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地は全て島内ですので、問題ありません。

番号 5、7 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者であり、農地については、番号 5①、番号 7 については、ロベが綺麗に植えられており、番号 5②農地については、台風の影響で一部崩れたりしていましたが、整備し、今後植付けをしていくとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地は全て島内ですので、問題ありません。

番号 6 の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、先月の総会でも上程しましたが、日頃より精力的に農業を営んでいます。農地については、どちらもロベが綺麗に植えられている状況で、引き続きロベの栽培を行っていくとのこと、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地法等の法令の遵守状況についても申請書にて確認済みですので、問題ありません。従事者の配置状況についても、管理する農地は全て島内ですので、問題ありません。説明は以上となります。

議長 説明がおわりました。地域の推進委員、農業委員の意見を伺います。

議案第1号同様、まとめて説明をお願いします。

三根地域より、推進委員3番 村口 知功 委員 説明願います。

推委3番 はい。番号1、2についてですが、●●●●さんから引き継いで利用するという事で問題ありません。番号3については既に耕運機もかけられており直ぐに作付け、耕作可能ですので、問題ありません。番号4草刈等々必要ではありますが、新規認定就農者として認められているので問題ないと思います。番号5即戦力のロベが植えており環境も良いです。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、農業委員13番 浅沼 實委員 説明願います。

農委13番 番号1、2は●●●●さんがやるという事で問題ありません。番号3の●●●●さんはとうがらしを栽培するという事で、耕運機もかかって綺麗な状態です。番号4は登山道入り口の良い場所で野菜を作るという事で、問題ありません。番号5●●●●さんは頑張っておりましたが、体調も良くないという事で●●●●さんがロベ栽培を行うという事で、鉢上げに丁度良い状態です。何も問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、檜立地域より推進委員2番 磯崎 光宏委員説明願います。

推委2番 番号5●●●●さんが借りるというのですが、沢間で台風の影響で木々が倒れたりしております。重機等も所有しているので、問題なく処理して利用できると思います。番号6①②こちらもロベが植わっておりますが、台風の影響がある状態ですが、道も整備されている場所なので、問題なく処理後利用できると思います。最後の③現状畑として利用されており、綺麗に管理されており、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、農業委員4番 伊勢崎 武二委員説明願います。

農委4番 番号5●●●●さんは体調が悪くなり老人ホームに入られまして、●●●●さんに貸す形となりました。番号6の●●●●さんと●●●●さんは従兄同士となり、ロベの利用はあまりしていないという事から、今回の件に至りました。③については竹が中に大分生えておりますが、整理して問題なく利用できると思いますので、よろしくをお願いします。

議長 続いて、中之郷地域になりますが、推進委員1番は欠席のため農業委員9番 金田 可奈利委員説明願います。

農委9番 ●●●●さんも高齢になってきた為、●●●●さんが利用されるという事で、ロベの方も圃場に台風の影響で倒木もありますが、問題なく処理、利用できると思いますので、よろしくお願

いします。

議長 説明が終わりました。本件についてご質問ご意見などございますか。

農委7番 以前、農地を正しく利用していない方がいて、農業委員会で注意を行った。現在も利用に対し疑問が生じる部分もあるので、農業委員・事務局含め全体的に管理・注意できるよう注視していく事が大事だと思います。案件について、異議等があるわけではないので、よろしくお願いします。

議長 私の方からもしっかりと注意して行っていきたいと思います。ほかにご質問ありますでしょうか。無いようでしたら第3号議案を原案どおり決定することにご異議ございますか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については原案どおり可とすることに決めます。

議長 続いて、議案第4号 非農地判断願出書の承認についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 非農地判断願出書の承認について
下記の所有者より非農地判断願出がありましたので、意見を求める。
令和8年4月24日提出 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農振外、面積 121
m²
内容は非農地判断願出の提出によるものとなります。
所有者氏名 ●●●●
非農地の事由としましては、対象地は現在、山林化してしまっている状況にある。当農地の荒廃の規模を踏まえても、今後畑として活用する見込みは低い状況にあるため、今回非農地判断を願出することとした。非農地取扱区分は山林化によるものであります。
続いて、場所の説明に移ります。
資料2ページをご覧ください。番号1農地は町立富士中学校正門より都道神湊八重根港線を倉の坂信号交差点方面へ約340m進み左折、そこから道なりに約210m進んだ左側の場所になります。3ページ目に農地図がございますので周辺環境等をご確認ください。
今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。
番号1農地については、道路と建物および駐車場となっている土地に挟まれた三角地となっており、農地の面積としても小さく、規模を踏まえても、今後農地としての利用は困難な状況であるため、非農地としても問題はないと思われます。
それでは、ご意見をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。地域の推進委員、農業委員の意見を伺います。
三根地域より推進委員 3 番 村口 知功委員説明願います。

推委 3 番 事務局の報告と一緒にになってしまいますが、農地としての面積が小さく、三角地になっている事、それに伴い所有者が島外にいることから農地としての利用は難しいと思います。

議長 続いて、農業委員 13 番 浅沼 實委員説明願います。

農委 1 3 番 事務局、推進委員の説明のとおりとなり、狭小地でもあるので農地としての利用は難しいと思いますので、よろしく願います。

議長 ただいま説明が終わりました。質疑に入ります。本件について、ご質問、ご意見ございますか。
《質疑なし》

議長 無いようなので、採決に入ります。本件についてご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件について、可といたします。

議長 続いて、議案第 5 号 令和 8 年度八丈町農業委員会活動目標についてを上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第 5 号 令和 8 年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する。
令和 8 年 4 月 24 日 八丈町農業委員会 会長 菊池 寛
別紙のとおり、本件については、令和 8 年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。資料 3 ページ目の令和 8 年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。
例年設定いたしております農業委員会活動目標について、本年も目標案を作成させていただきました。目標設定するにあたり、大元のガイドラインとなるのが、1 ページから 2 ページにあります東京都農業会議がとりまとめた、令和 8 年度農業委員会活動の積極的推進に関する決議となります。
この積極的推進に関する決議に沿った活動目標の設定が望ましいと思いますので、八丈町農業委員会活動そのものが、この決議に沿った形であることをご承知いただければと思います。
それでは活動目標案について説明いたしますので、3 ページ目にお戻りください。
令和 8 年度八丈町農業委員会活動目標（案）
重点目標 1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。
具体的な内容については、①～③のとおり、農地パトロールの実施や農地流動化の促進、各種制度の周知推進になります。主担当委員は農地流動化担当になります。
続いて重点目標 2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①～③のとおり現状の共撰

共販体制の利点・問題点の確認やそれらを踏まえての農協への共撰共販体制改善の提案、共撰共販促進に向けたPRとなります。主担当委員は共撰担当になります。

重点目標3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力するのととも地域農業の理解を深める活動を行う。

具体的な内容については、①～⑥のとおり、研修センターへの協力、担い手との情報交換、就農希望者の受入れ、簿記管理等担い手への経営指導、田植えイベント、学校教育への協力、農業者年金への加入促進となります。主担当委員は担い手担当、農業者年金担当になります。

重点目標4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行い、必要に応じて行政機関に意見を述べる。具体的な内容については①～③のとおり、座談会の内容等の検討及び開催、意向調査回答の意向（意見）の収集分析、関係行政機関等への意見の提出となり、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①～③のとおり農業委員会だより、農業委員会ホームページの編集、収入保険制度など農業経営支援制度の周知となり、主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。

重点目標6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①、②のとおり先進地視察を実施し各農家へ情報提供する、新種苗の研究を各機関に要請・協力するとなり、主担当委員は視察担当になります。

事務局からの説明は以上となりますので、ご意見・ご審議の程、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたが、本件について、ご意見、ご質問などありませんか？
《質疑なし》

議長 本件について、ご異議ございませんか？
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件について活動目標とすることといたします。